

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 8 月 8 日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第36号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(自動車取得税を現金納付する登録等の申請等)</p> <p><b>第37条</b> 条例第44条第2項の登録等の申請等で規則で定めるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録の申請とする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p><b>第71条</b> 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。</p> <table border="1" data-bbox="220 1223 759 1933"><tr><td colspan="2" data-bbox="220 1223 759 1270">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 1270 491 1653">65 令第24条の3第3項（令第24条の4第5項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5において準用する場合を含む。）の規定による通知</td><td data-bbox="491 1270 759 1462">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="220 1653 491 1890">66 令第24条の4第3項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知</td><td data-bbox="491 1462 759 1890">(略)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="220 1890 759 1933">(略)</td></tr></table>	(略)		65 令第24条の3第3項（令第24条の4第5項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)	66 令第24条の4第3項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)	(略)		<p>(自動車取得税を現金納付する登録等の申請等)</p> <p><b>第37条</b> 条例第44条第2項の登録等の申請等で規則で定めるものは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条又は第13条の規定による登録の申請とする。</p> <p>(文書の様式)</p> <p><b>第71条</b> 次の表の左欄に掲げる申告、申請、届出、通知等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書により行うものとし、同表の左欄に掲げる申告書、申請書、通知書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による文書とする。</p> <table border="1" data-bbox="836 1223 1375 1933"><tr><td colspan="2" data-bbox="836 1223 1375 1270">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="836 1270 1107 1653">65 令第24条の3第3項（令第24条の4第7項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知</td><td data-bbox="1107 1270 1375 1462">(略)</td></tr><tr><td data-bbox="836 1653 1107 1890">66 令第24条の4第5項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知</td><td data-bbox="1107 1462 1375 1890">(略)</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="836 1890 1375 1933">(略)</td></tr></table>	(略)		65 令第24条の3第3項（令第24条の4第7項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)	66 令第24条の4第5項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)	(略)	
(略)																	
65 令第24条の3第3項（令第24条の4第5項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)																
66 令第24条の4第3項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)																
(略)																	
(略)																	
65 令第24条の3第3項（令第24条の4第7項、第24条の4の2、第24条の4の3第2項又は第24条の5第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)																
66 令第24条の4第5項（令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知	(略)																
(略)																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第86号（裏）、様式第87号（裏）及び様式第88号（裏）中「第9条の8の3第2項 第9条の8の4第1項 第9条の8の7第1項 第9条の9の6第1項」を「第9条の8の2第2項 第9条の8の3第1項 第9条の8の6第1項 第9条の9の2第1項」に改める。

様式第125号中「氏名（名称）」を「氏名又は名称」に、「住所（所在地）」を「住所又は所在地」に、「氏名（名称）」を「氏名又は名称」に、「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県税賦課徴収規則（次項において「旧規則」という。）の様式により提出されている申出書は、改正後の静岡県税賦課徴収規則の相当する様式により提出された申出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。